

1 はじめに

我が国の独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）は、**昭和 22 年（1947 年）**に制定された古い歴史を有しています。今日では、競争法（独占禁止法）を有する国・地域は約 120 か国・地域（2018 年時点）を数え、企業は、国内に限らず海外においても法令の遵守を意識した事業活動が求められるようになっていきます。

独占禁止法は、これまで幾多の改正を経てきましたが、近年は強化改正の一途を辿っており、**平成 17 年の改正（平成 18 年 1 月 4 日施行）**では、課徴金の算定率の引上げとともに、我が国の法制度に例を見ない、違反を自主報告した企業に対する課徴金減免制度（リニエンスー制度）の導入、刑事告発事案の調査のための犯則調査権限の導入等、違反の抑止力、執行力の大幅な強化に向けた改正がなされています。

平成 21 年の改正（平成 22 年 1 月 1 日施行）では、優越的地位の濫用等一定の不公正な取引方法や排除型私的独占への課徴金の適用範囲の拡大、違反において主導的な役割を果たした企業に対する課徴金算定率の割増し、不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ等更なる強化改正が行われています。

平成 30 年 12 月には公正取引委員会と事業者との合意により違反被疑事案を解決する**確約手続**（「9 独占禁止法に違反するとどうなるのでしょうか」の 2 頁参照）が施行されました。

さらに**令和元年 6 月の改正（前同「9」5 頁、令和 2 年 12 月 25 日施行）**では、課徴金の算定対象の追加、課徴金の算定期間の延長等、違反行為を効果的に抑止できるようにする観点から、**課徴金の算定方法が改正**される一方、**課徴金減免制度**については公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高める仕組み（**調査協力減算制度**）が導入されるなど大きく変更になりました。

独占禁止法は、企業活動の基本的なルールを定めた法律であり、会社の規模や業種のいかんを問わず、すべての企業等に適用されますので、企業が事業活動を行う上で極めて関係の深い法律です。

企業の経営戦略として独占禁止法を遵守し、公正で自由な競争を基本として事業活動を行えば、企業経営の効率化が図られ、競争力も高まります。その意味で、独占禁止法は企業活動の中で活用できる法律でもあります。どのような行為が独占禁止法に違反するのか、何をしてはいけないのか、それさえ理解していれば、独占禁止法は企業が事業を行っていく上で非常に役立ちます。

独占禁止法違反で摘発されてから慌てて対応するのではなく、日頃から違反行為を未然に防止することが何よりも重要です。こうした観点からも、この法律の趣旨や内容をよく理解しておくことが大切でしょう。